

【研究ノート】

裁判員制度の評議に関する予備的考察

— 鹿児島地方裁判所の模擬裁判を題材に —

藤吉 和史・近藤 諭

はじめに

- 1 模擬裁判の概要
 - 2 評議の進行
 - (1) 殺意の有無
 - (2) 統合失調症について
 - (3) 責任能力の判断
 - (4) 有罪か無罪か
 - (5) 評決
 - 3 評議室のコミュニケーション
 - (1) 法廷内での空間的配慮
 - (2) 評議の進行に見出される構造
 - (3) 評議の空間配置がもたらす影響
- おわりに

はじめに

一般の国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が、2009年5月までに実施される。この裁判員制度では、周知のように、国民から選ばれた裁判員6名が、裁判官3名とともに殺人や強盗致死傷、危険運転致死、現住建造物等放火など重大事件について審理し、量刑を決め、判決を下す。

裁判員制度をめぐるのは、先行研究によりすでに多くの論点が表示されているが¹、なかでも、評議が裁判官の主導により進められ、裁判員は裁判官の

意見に影響を受け、結局国民の関与は形式的なものにとどまるのではないかと危惧する指摘は看過できない²。ドイツでは、職業裁判官と一般市民が合議する「参審制」が採用されているが、やはり評議においては裁判官が主導権を握る傾向にあるという³。わが国でも裁判員制度が実施されれば、法律的な専門知識を持つ裁判官と、知識に通じていない裁判員との間で、事実の認識や量刑の判断に乖離が起ころう。この乖離は裁判の過程で修正され、判決合意に向けた評議の場で調整されることになるだろうが、この際、争点の位置づけや量刑の判断基準に関する法的知識の有無が、裁判官と裁判員との間のコミュニケーションに非対称性をもたらし、判決に至るまでに一定の「加工」が行われる可能性が考えられる。

おそらく、裁判員制度が始まれば、裁判官と裁判員との間に非対称性が生じるであろう。しかし裁判官の影響があったとして、その影響が、評議の結果が過去の判例から著しく逸脱するのを予防し、被告人の権利が不当に侵害されるのを防ぐかもしれない。逆に、裁判官の適切な誘導が無ければ、一般国民である裁判員は「無罪推定の法理」など刑事裁判の基本原則を十分理解できず、証拠の評価など法的な認識を誤るかもしれない。従来の判例との整合性や刑事裁判の原則の重要性などに照らして、裁判官の誘導や影響はどの程度許されるのだろうか。「裁判内容に国民の健全な社会常識を一層反映させる」（「司法制度改革審議会意見書」）という制度創設の趣旨に鑑みて、どの程度以上の影響は許されないのだろうか。

本稿の問題意識はここにある。そこで、裁判員制度における裁判官の裁判員への影響を検証し、その妥当性を考えるための準備作業として、2007年10月に鹿児島地方裁判所で行われた裁判員制度による模擬裁判を紹介し、特に評議に焦点をあわせて考察を試みる。まず、次章で今回の模擬裁判で扱われた事件の内容などを確認した後、2章で評議の概要を確認し、論点の推移を追う。2章は評議過程の要旨であるが、それでも裁判官の裁判員への誘導や影響があったのか無かったのか、垣間見ることができよう。3章では、評議を合意に至るコミュニケーション過程ととらえ、社会学的な視点より、場面設定に関する空間上の配慮や、評議内の発話過程に関心を向ける。

裁判員制度が始まれば非公開になる評議の過程を観察することで、裁判官

が果たしている機能やそれに対する裁判員の反応など、今後の裁判員制度をめぐる研究の論点が明らかになるだろう。

1 模擬裁判の概要

本稿が考察対象とする模擬裁判は、2007年10月15日から同17日までの3日間、鹿児島地方裁判所で行われた。初日の15日は、午前中に裁判員を選ぶ裁判員選任手続があり、候補者20名のうちから男性4名、女性2名が裁判員に選任された。午後から同地裁2階の206号法廷で、検察官と弁護人の冒頭陳述、公判前整理手続の結果の顕出、検察官立証などが行われた。2日目の16日は、鑑定人尋問や検察官の論告求刑などがあり、この日結審した。3日目の17日は、午前中に評議が同地裁6階の一室で行われ、午後2時過ぎに法廷にて判決が言い渡された。

模擬裁判で使用された法廷は、裁判官と裁判員の計9名が一列に着席できるよう改装されており、視覚資料を映し出すスクリーンが検察官席と弁護人席の背面にそれぞれ1台ずつ用意された。一方、評議が行われた部屋では、奥に楕円形の長テーブルが置かれ裁判官と裁判員が交互に座り、部屋の手前には評議を傍聴する法曹関係者や報道機関のためのパイプ椅子が用意された。

表1 模擬裁判の進行

1日目〔2007年10月15日(月)〕	
14:00～	冒頭手続 検察官の冒頭陳述 弁護人の冒頭陳述 公判前整理手続の結果の顕出 休廷
14:45～	検察官立証(甲, 乙号証),
2日目〔10月16日(火)〕	
10:00～	被告人質問 休廷

10：50～	鑑定人尋問 休廷
13：10～	鑑定人尋問 休廷
14：15～	鑑定人尋問 休廷
15：30～	検察官立証（甲号証） 休廷
16：05～	検察官の意見 弁護人の意見 被告人の最終陳述・結審
3日目〔10月17日(水)〕	
9：10～	評議 休憩
14：20	判決

さて、この模擬裁判では、殺人事件が題材にされた。甲県A市隼町4丁目の県営団地に住む40歳の無職男性が、2007年6月2日午後7時43分ごろ、同市隼町3丁目の「隼レンタカー」本店駐車場で、当時58歳の男性従業員の顔面を持っていた刃物で切り付け、背中を突き刺したとの設定であった。男性従業員は、同日午後8時59分ごろ、同市中央2丁目の県立病院で背面刺創に基づく出血性ショックなどにより死亡したとされた。

被告人である無職男性は、レンタカー店で自動車を借りていたが、長期間返さなかったため店側がやむなく回収したとされ、これに対して被告人が車を取り戻そうとレンタカー店に行き事件が起こったと想定された。被告人は裁判で「被害者はまだ生きている」などと発言しており、鑑定人である精神科専門医から統合失調症と診断された。このため、被告人の責任能力の有無が、この模擬裁判の大きな争点となった。公判で検察官は、殺意があり、責任能力もあるとして懲役10年を求刑し、弁護人は、責任能力はないとして無罪を主張した。

2 評議の進行

模擬裁判は2日間で結審し、3日目に評議が行われた。評議では先述のように裁判官3人が裁判員をはさむように分かれて着席し、裁判長ではなく別の裁判官が進行を務めた⁴。まず殺意の有無から検討され、続いて被告人を統合失調症とする鑑定人の診断を前提として良いかについて検討、その後、被告人の責任能力について判断する順序で進められた。公判と同様に評議も公開され、評議の流れを示したA4版サイズの「模擬裁判評議メモ」が、傍聴する関係者や報道機関にも配られた。

図1 評議での裁判官と裁判員の着席位置

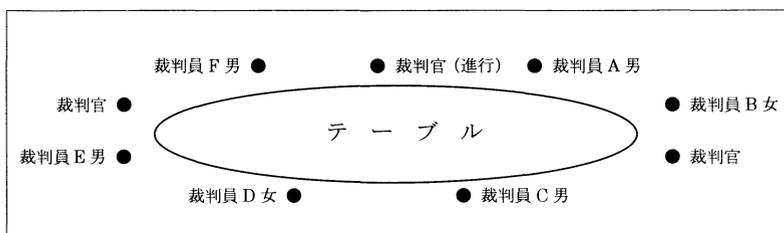


表2 「模擬裁判評議メモ」の内容

模擬裁判評議メモ	被告人 (氏名) 平成19年10月17日
第1 殺意について	
第2 責任能力について	
1 鑑定人の統合失調症との診断及びその症状の説明について 精神科専門医による医学的判断 → 前提としてよいか?	
2 統合失調症の場合の責任能力の判断枠組について 統合失調症というだけで、責任無能力となるわけではない → 犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべき(判例)	
3 責任能力の判断に当たって考慮すべき事情	
(1) 犯行当時の病状	
(2) 犯行前の生活状態	
(3) 動機が理解可能なものかどうか	

- (4) 犯行態様
 - ・計画的性（衝動性）
 - ・合理性，合目的性（異常性）
- (5) 犯行後の行動（証拠隠滅工作，虚偽弁解，反省態度の表明）
- (6) 発病前の性格と本件犯行との関連性

4 総合判断

第3 量刑（有罪の場合のみ）

(1) 殺意の有無

評議は午前9時10分より始まった。まず裁判員全員に対して，被告人に殺意があったかどうか尋ねられた。進行を務める裁判官は，供述調書では明確な殺意があったが，公判ではなかったと主張している，と説明した。裁判員A男は，刃物が小さいし，計画的ではなかったと発言した。裁判員B女は，なかったとは思わないと発言。裁判員C男は，瞬間的にはあったのではないかと。背中にとどめをさそうとした，と主張した。裁判員D女は，刃物を用意してきている。殺意が感じられる，とした。裁判員E男は，殺意はあったと思うとした。裁判員F男は，瞬間的に生じたのではないかと。前は妄想だったが，その時点ではあったようだ，と述べた。

評議では裁判員への呼びかけが「○○さん」と名前で行われている点が印象的であった。1人の裁判官はパソコンで記録しながら話を聴いている。裁判官は3人とも声は小さくなく，威圧的，誘導的な雰囲気は感じられなかった。

裁判官の1人から，捜査段階では被告人に殺意がありとされ，公判では殺意なしと主張している点について，取調べが可視化されていないのでどういう流れで文書化されたか分からない，との発言があった。自発的な行為だったか，殺意があったかは，客観的な証拠から判断するとの説明や，刃物は見つからないが，鞘から推測して長さ13センチの刃物で傷が16センチあったといった説明もなされた。

(2) 統合失調症について

殺意について裁判員が一通り話した後、進行を務める裁判官が、皆さんの意見を最大公約数的にまとめると、殺意は直前に生じたものといえるようだとした。殺意については後でまた戻って話すとして、鑑定人の統合失調症との診断と、その症状の説明についての検討に移った。

進行の裁判官は、鑑定をどうとらえるか、統合失調症を前提にしているのか、と質問した。これに対し、裁判員F男から、鑑定は分かりやすく一貫していた。信用しているのでは、と積極的な発言があった。全員の挙手の結果、鑑定人の診断と症状の説明を前提としてよいと確認された。ドイツの責任能力の鑑定においては、統合失調症、躁うつ病、進行麻痺などの大精神病が証明されれば原則として責任無能力とする「コンベンション (Konvention)」(慣行) が司法精神鑑定医と裁判官の間で確立されている⁵。このことを想起させる議論になった。

(3) 責任能力の判断

しかし、責任能力については、統合失調症であるというだけで直ちに責任無能力とされるわけではない。進行を務める裁判官は、統合失調症だから責任無能力というのは裁判官として違和感がある、と述べた。刑法第39条1項の心神喪失者(責任無能力者・無罪)にあたるのか、それとも同2項の心神耗弱者(限定責任能力者・減輕)にあたるのか。進行の裁判官は、これまでの判例では、被告人の犯行当時の病状(発病前後の人格の異同など)や、犯行前の生活状態(仕事の様子はどうか、閉じこもりなどはなかったか、社会生活ができていたかなど)、犯行の動機は理解可能なものか、犯行の様子が計画的なものか衝動的なものか、等々が総合的に判断されていたとした。裁判官は、配布された「模擬裁判評議メモ」(表2参照)のなかの「3 責任能力の判断に当たって考慮すべき事情」の(1)から(6)を考慮しながら発言するよう裁判員に促した。

裁判員A男は、被告人の「被害者はまだ生きている」や「自分はなぜここにいる?」といった供述を取り上げ、責任能力はないとした。裁判員B女は、逃げようとしたり証拠を隠したりしており、正常ではないかとした。裁判員

C男は、チンプンカンプンだったり、まともだったりしていて、限定責任能力があるとした。裁判員D女は、被告人は一時は結婚していて、プレッシャーがあって発病したのだろうが、日常生活ではまわりから普通とされていたようで、順手で切り逆手で刺すなど知恵も考える力もあるから、限定責任能力があるとした。裁判員E男は、団地の日常生活の中で普通だったのだから限定責任能力ありではないかとした。裁判員F男は、責任能力はなかった。ずっと統合失調症の状態で、犯行は病気による。自宅へ帰るのはおかしい、などとした。

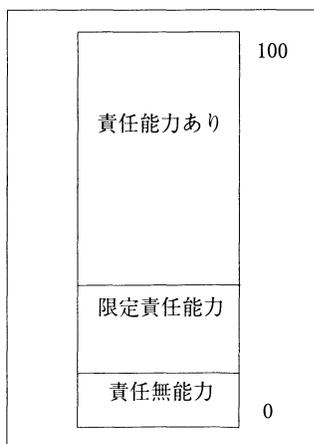
進行の裁判官は、被告人の動機について、鑑定人は了解不能、検察官は了解可能と主張している。皆さんはどのくらい理解可能ですか、と再度裁判員に尋ねた。裁判員F男は、どちらかというとな了解不能に傾いていると発言。裁判員E男は、理解できる。短絡的な考えですが…と答えた。裁判員D女は、分からなくなるとしながらも、「殺せという指令」ではない。被告人には考える力はある。了解可能な部分もある、と述べた。

進行の裁判官が、被告人は車を取り返そうとカッとになって刺した。一貫していそうで、していない？などと問いかけ、さらに発言を引き出そうとする。裁判員C男は、アメリカへ行きたいから車を借りたなど妄想の中では動機になるのだろうが、普通の人なら動機になるのか？と述べた。

進行の裁判官は、正常からどれだけ外れているか考えるよう裁判員に促した。裁判員B女は、責任能力はあると発言。裁判員A男は、正常と異常とどっちにスイッチが入っているのか？車を取り返すのに殺すのか？妄想で自分をコントロールできないのでは？と迷ったような発言をした。進行の裁判官はここで、開始から1時間経ったとして休憩をとった。

再開後、進行の裁判官はホワイトボードに図を書き、精神病であってもすべて責任無能力者や限定責任能力者とされるのではないことを説明したうえで、裁判官にも意見を求め

図2 責任能力を説明した図



た。指された裁判官は、盗まれたという妄想で常識では理解できない。統合失調症によるものでしょう。ただ、責任能力は行為のとき、取り返しするときという局面で考えるのだが、ここで限定責任能力があるという立証責任は検察官にある。検察官も正常ではないこと（つまり、心神耗弱者＝限定責任能力）を前提としている。動機だけでは異常ですから——と説明した。進行の裁判官は、客観的状況ではほぼ問答無用に刺すというのは了解不能です。ただ、限定責任能力なら、わずかに理解できるのでは、と応じた。裁判員E男は、了解できるが低いレベルだと発言した。

進行の裁判官は、模擬裁判評議メモの「(5)犯行後の行動（証拠隠滅工作、虚偽弁解、反省態度の表明）」に視点を移し、罪証隠滅や自首をみると稚拙だが、責任能力があったのでしょうか、と意見を聞いた。裁判員A男は、判断能力や管理能力など稚拙だが、能力はあったと認められると発言。裁判員F男は、行動に一貫性はない。盗難届けを出したのもコントロールできていないのではないかと。隠蔽や逃亡も一貫していない、などと発言した。

進行の裁判官が、最終的には総合的に判断するのですが、それぞれのファクターが責任能力ありへ引っ張るか、無しへ引っ張るかですとして、「稚拙さ」や「記憶」についてはどう思うかと問う。裁判員C男は、公判の供述はめっちゃめっちゃです。調書では「はい」といっていてもあまり記憶はないと思う、と述べた。進行の裁判官は、妄想と現実と混在しているのでしょうかと述べ、別の裁判官は、凶器の発見は「秘密の暴露」（犯人しか知りえないことが供述により確認されること）で言った通り出てきたのですから、記憶はあるのではないのでしょうか、と全員に考えさせた。裁判員E男は、あっても日常生活のうえで病氣的ですと発言。進行の裁判官が「逮捕後の言動」についてはどうですかと尋ねると、裁判員F男が、記憶があっても断片的なものと思う。「殺すのが悪いこと」と後で言っているのも一貫性がない。「被害者が生きている」と言っているのも責任能力無しに等しいと思う、と述べた。

進行の裁判官は、調書と公判のことばの食い違いが問題です。ただ、反省の態度と善悪の判断とは違いますからね、と指摘した。裁判員D女は、別れた家族と置き換えて考えたから、「殺すのが悪いこと」と言ったのではないかとした。

ここで、別の裁判官が調書を読み上げた。裁判員B女は、調書か公判かです、と述べる。裁判員C男は、いったいどっちでしょう。裁判員E男は、両者に差がある。裁判員A男は、両方とも彼だと思、とそれぞれ発言した。裁判員F男は、偽装ではないと思う。進退を繰り返して、調書は状態の良い時のもの。両者に一貫性はない。能力がないからだと思、とした。進行の裁判官が、検察官が起訴しようとするとういう調書になるのです、と説明した。もう一人の裁判官は、妄想が言わせているところもあるが、全体的に見ると取り調べでは臨場感ある発言をしているのではないか。なぜ公判で変わったのかは説明できないが、病気によってはそれもあるのでは、と述べた。

進行の裁判官は、「生きている」という供述は妄想でしょう。病気によるものでしょう。調書はまともですから、取調べ段階ではまともだったのでしょう。大きく見れば、やや正常なときに作成されたのでしょう、とまとめた。

続いて、進行の裁判官が評議メモの(1)~(6)を示しながら、自立生活できないわけではなかった、病気前は温厚だった、などと説明し、裁判員の皆さんはどう思うかと尋ねた。裁判員D女が、病気の印象がある。垣間見られた。少しはあったかも、と答える。裁判官が、鑑定人は判断能力はあるが行動をコントロールできない。抑えられないとしていますね、と補足すると、裁判員A男は同意するが、裁判員C男は、切ってから刺していますよね。過激です、と述べた。裁判員D女は、寛解（完治ではないが、症状が軽減または消失すること）に近いと思、と述べた。進行の裁判官が、妄想が発動した？コントロールできない？と重ねて尋ねる。裁判員E男は、病気がさせていると発言。裁判員F男は、コントロールできない。犯行時、病気の程度が上がったのではないか。判断能力が犯行時にはなかったのでは、と発言した。

裁判官の一人は、衝動性から顔を切った。コントロール能力がなかったのでは、と述べた。もう一人の裁判官も、病気前は前科がない。病気後、家でのストレスや病院での粗暴さが見られる。「外国へ」という妄想や分からない話になっている。善悪判断能力は稚拙ながらあったと思うが、コントロール能力はどうか。混在していて難しい——などと発言した。

さらに、この裁判官は結論にまで言及するかに見えたが、進行の裁判官が

「結論は後にしてください」と止め、5分間休憩を取って挙手で採決をとりましょう。分かれるようならばもう少し、と提案した。

(4) 有罪か無罪か

休憩後、評議は午前11時25分に再開された。完全責任能力があったかどうかは問わずに、心神喪失者で責任無能力者（刑法第39条1項）と思うか、心神耗弱者で限定責任能力者（同2項）と思うかを挙手することになった。その結果、進行以外の裁判官が2名とも責任無能力者に挙手し、裁判員からは1名が手を挙げた。一方、限定責任能力者には裁判員の残り5名が挙手した。進行の裁判官は挙手せず、「私自身決めかねるので、もう少し続けましょう」と議論を続行した。

まず、裁判員C男が、犯行後の行動はまともだと思う。記憶も一部あると思うがめちゃくちゃです、と発言した。裁判官の1人は、責任能力はないと思う。病気が進行して、その人格で行った。自分の行動ではないと発言。進行の裁判官は、ホワイトボードの図（図2参照）の限定責任能力と責任無能力との間の線を指し示しながら、ちょうどこの境目あたりなのでしょうね。衝動コントロール能力がかなり下がっていたと思います、と述べた。裁判員A男は、迷っていますと発言した。

その後、結論を止められた先の裁判官が、鑑定人によると是非善悪の判断能力は少しあったが、それにしただって行動をコントロールする能力がなかったとされている。有罪にするためには、その行動能力がなかったということを否定しなければならないわけです。有罪には「合理的な疑いを超える（疑いを残さない程度の）証明」が必要ですから。行動能力ありとするには「合理的な疑い」が残るから、心神喪失者・責任無能力者としました、とやや踏み込んだ発言をした。しかし、裁判員D女は、なかったとは言えない、ゼロではないと思う、と述べた。もう1人の裁判官は、境界線上にあると思うが、検察官が証明に成功していないと思う。合理的な疑いがあるので責任能力なし、と述べた。裁判員C男は、鑑定に頼るしかないけど、それが絶対かという疑問です。責任能力はあるのでは、と述べた。

進行の裁判官は、刑罰か治療かの問題です。刑罰ならば重いです。懲役10

年程度でしょうか。刑にするか治療にするか?と話を絞る。裁判員A男は、罪を償ってほしい。裁判員E男は、責任能力はある。殺したわけだから、とそれぞれ主張した。これに対し、裁判官の一人は、非難できないと思う、と発言した。進行の裁判官は、責任非難できないということは刑罰を科さないということ、との補足を行なった。

進行の裁判官は、責任能力なしを主張してきた裁判員F男に、揺らぎはないですか?と問いかけた。裁判員F男は、マスコミで見て死刑にしてもいいと思う事件もある。しかし、犯行時だけを考えた。遺族のことを考えれば、死刑でも償ってほしいと思う。今朝電車の中で考えてきた。判断能力ありから、なしになった。被告人の病状は状況で悪化すると思う。切って刺したというときは、病状がエスカレートしたと思う。責任能力は問えない。焦点を整理した自分の視点では、コントロール能力がなかった——などと自らの判断を説明した。

進行の裁判官は、続いて裁判員D女に揺らぎはないですかと問うた。裁判員D女は、前後を含めて考えていいのか、そこだけを見るのかと質問し、進行の裁判官のそこだけで判断できないので前後を見るとの答えを受け、やはり限定責任はある、と答えた。裁判員C男は、鑑定人の通りだとすれば問えないと思うが、限定責任能力はありと思う、と述べた。

ここで、進行の裁判官が「私がどちらかで、結論が変わりそうですね。昼休みをはさんで採決をとりましょう。裁判官3人が無罪だと4対5でも無罪になります」と含みのある発言をおこなった。これは、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)の第67条1項「(評議における判断は)構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による」との規定、つまり有罪と判断するには裁判官と裁判員が1人以上賛成しなければならぬとの規定を念頭に置いた発言である。今回の模擬裁判の場合、最初の挙手では、責任無能力者であり無罪とする者が裁判官2名を含む計3名、限定責任能力者であり有罪とする者が裁判員のみ5名であった。もし、進行の裁判官が有罪とすれば、有罪6名、無罪3名で有罪になるが、もし彼が無罪に挙手すれば、有罪と判断した裁判官はいないことになり、5対4であっても評決は無罪ということになる。

(5) 評決

30分の昼休みを挟み、午後12時30分、いよいよ最終的な評決に入った。有罪か無罪かは挙手ではなく、1人ひとり発言により表明された。その結果、裁判員のうち3名は、鑑定書を否定できないなどとして責任能力なしを主張。残りの裁判員3名は、限定責任能力はあるなどとして、有罪の結論を示した。一方、裁判官は3名とも無罪との判断だった。裁判官の1人は、鑑定書の信頼性を挙げ、病気のせいであり責めるわけにはいかないとして責任能力なしと主張。もう1人は、「合理的な疑いを超える証明」があったとはいえないとして、限定責任能力もないとした。進行を務めた裁判官も「無いに投じた」と無罪を表明し、これだけ葛藤があるなかで、刑罰を科すことはできないとした。鑑定を支持できること、被告人は犯行直前に自閉症で社会性がなかったこと、犯行をほとんど理解できていないことなどを無罪の理由として挙げ、これから判決文をまとめますと言い、評議は終了した。

判決は、公判と同じく地裁2階の206号法廷で午後2時過ぎから行われた。裁判長が「被告人は無罪」と主文を読み上げた。続いて、鑑定人の鑑定が支持できる点、統合失調症が急性期でその動機や行動は理解不能な点、部分的には合目的的であるが、行動をコントロールし衝動を抑えることができない状態であった点など、判決理由が読み上げられた。

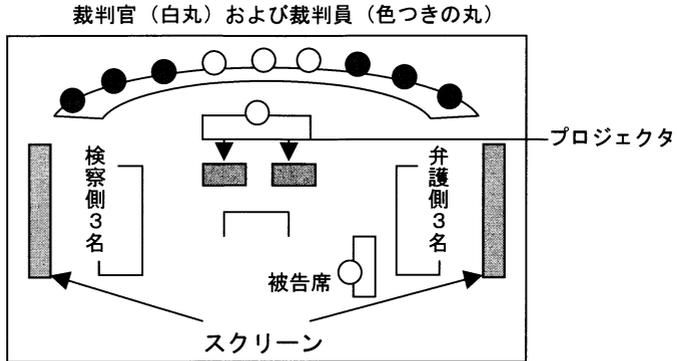
3 評議室のコミュニケーション

(1) 法廷内での空間的配慮

今回の模擬裁判では、法廷内にプロジェクタとスクリーンが2基ずつ用意され、スクリーンは法廷の左右両脇に向き合うように設置されていた。検察官や弁護人は、プレゼンテーション用のソフトで作成された箇条書きや矢印を用いた資料により、いかに本件の重大性を考慮した上での求刑であるか（検察側）、いかに被告の行為が殺人の構成要件を欠くものであるか（弁護側）などをスクリーン上で論理的に整理し、説明した。鑑定人尋問でも、専門的にならざるを得ない精神鑑定の結果や、統合失調症についての解説が、視覚資料によってずいぶん理解しやすい説明となっていた。検察官の求刑や弁護

人の最終弁論などが簡潔に提示される様子は、まるで企業の商品説明を見ているかのような感覚を受ける光景であった。

図3 法廷内での視聴覚機器配置図



鹿児島地裁職員によると、コンピュータや視聴覚機材用の配線を敷設するために、法廷の床がかさ上げされたという⁶。証拠や弁論内容などの情報が、裁判過程に加わるすべての人に同時に目のあたりにできる情報共有手段の活用は、ともすれば難解な用語が飛び交う裁判過程において、一般の市民である裁判員の公正な判断形成にとって有効な方法であろう。裁判官や裁判員は法廷では横長に着席するため、1基のスクリーンでは死角や判読しにくい箇所が生じる恐れもある。この点、今回の模擬裁判では同じ内容が2基のスクリーン上に投影され、裁判官、裁判員とも、自身の近くの見やすい方向のスクリーンを選んで見ることができた。

公判では、裁判長が検察官に対して、もう少しゆっくり話すよう注意するシーンがあった。メモをとっていた裁判員がいたため、これも重要な配慮であった。

(2) 評議の進行に見出される構造

さて評議は、楕円形のテーブルで行われ、裁判官3名が先述のようにそれ

ぞれ裁判員の間に入るように着席した。「カジュアル」な雰囲気作りに腐心しているのだろうか、裁判長は、裁判官も法服ではなく平服で評議に参加している点を強調していた。しかし、日常生活では経験し得ないコミュニケーション過程が進行する場面では、このような外見面での工夫では解消されない固有の認識が生み出されることが十分考えられる。

なによりも評議は、「専門家」である裁判官と、法律の「素人」である裁判員が、討議形式により事実確認を行い、それにより合理的な判断を導き、有罪の場合は量刑まで決める行為である。裁判という司法手続きが法曹としての専門家によって執り行われる以上、どのように工夫したとしても、あくまで裁判官が主たるアクターとして位置することは避けられない。討議形式をとるとはいえ、評議過程が「非対称なコミュニケーション過程」を前提として進行することは疑い得ないであろう。

今回の模擬裁判の評議では、確かに前章で確認されたように、議事進行こそ裁判官によって進められたものの、「専門家」によるパターンリスティックな親が子を諭すような対話ではなく、「Aさんはいかがですか」という形式をとり、あくまで争点となる事実確認についての裁判員自身による認識の表明という形式で進められた。専門家－素人という立場上の非対称図式をとりつつも、自由で私見による発言が可能な雰囲気を醸成することで、裁判員に対するプレッシャーを極小化しよう配慮がなされていた。このような雰囲気のもと裁判員は、自分の認識にもとづく公判過程での争点についての解釈を述べるよう促された。

しかしながら、評議の進行は、全員に対して一通り争点についての理解や認識を順に尋ねていくことで開始されるものの、何を議論するか、争点となるトピックは何かなど焦点が裁判官によって予め提示されているので、やはり、各人により自由に述べられた内容がそのまま評議に持ち込まれるわけではない。裁判員の発言内容によっては、それが最初の発言機会の時点でのみ許容されるにとどまり、以下の評議過程では取り上げられずに終わるものもある。以後の評議進行の議題に無関係とされる内容が含まれる表明内容（認識）については、最初の各裁判員の発言が終わった後に、例えば裁判官の「調書によれば…とありますが」などの発言により「交通整理」される印象

があり、関係する内容と無関係な内容に腑分けする議題選択過程が存在するように思われた。

また、各裁判員より最初に発言を求めるとい手法には、いわば自己紹介のような「イントロダクション」と各裁判員の発言内容の調整・整序の手順が構造的に埋め込まれることになる。このような調整・選択作業を経ると、議事は裁判官に握られていくことになる。

今回の模擬裁判に限らず、裁判員制度の評議では、構成要件や責任能力などの法的な知識や解釈のあり方などは、裁判官により説明がなされる。今回みられた「合理的な疑いを超える証明」についての説明などは、まさに「専門家」としての発言であり、このようなちょっとした発言で一層、討議における発言内容の焦点は絞られることになる。評議内の議論は、当初より提示された議題に沿って収斂していく過程をたどり、その収斂過程がひとたび始まると、議事進行の裁判官によるターン（討議内での発言の順番）の掌握が実行される。「〇〇についてはどう思われますか？では、Aさん」という具合である。また「最大公約数的には（殺意は）その時にはあったと言っているのではないかと…」といった裁判官の発言は、評議での発言を「まとめる」意味とともに、以後これについては確認が済んだという「前提」として扱うという表明の意味も持つ。ここに「発言の促し／発言」「意見の表明／表明内容の争点に照らしての確認」「争点に照らしての意思一致の確認／次の議題への進行」という会話の構造が確定する。

(3) 評議の空間配置がもたらす影響

実際の評議が同様に実施されるかは不明であるが、今回の評議では相互の発言者の「顔の視認性」を重視していることは明らかであり、注目された。

評議室の環境づくりを考察した研究によると、長方形の机を使用しその一方に裁判官3人が固まって座ると、裁判員が発言しにくく、裁判官に近い参加者のほうに発言が偏る可能性も考えられるという。また、四角い机は向かいに座った人と視線を合わせにくく、手元を見てしまいがちで、隣の人とのやり取りが生じにくいという。この研究は、評議では円形ないし半円形の机を使って全参加者が視線を合わせやすいようにし、裁判官のうち一人は裁判

員の間に着席するように提案している⁷。

今回の模擬裁判では、参加者が視線を合わせやすいように楕円形のテーブルを使い、裁判官も固まらないように着席しており、「専門家」による「素人」への圧力を極小化しようとする配慮がうかがえた。

ただ、むしろ「専門家」が「素人」の間に着席することで、別の新たな問題が発生しうる。先述のように、評議は自由でフランクな発言が不作法に許可されたコミュニケーションではない。時折、裁判官より争点の確認や裁判員の市民感覚にもとづく認識に対する法曹的見地からの修正が行われる。そのような発言が、裁判員の間位置する専門家よりなされると、素人である裁判員にとっては、少なからず「はっ」とさせられ、認識の修正を間近に迫られるような感覚におそわれる可能性がある。もちろん、裁判官が固まって着席すれば先の問題に戻るの、なかなか難しいところではあるが、一見、緊張を解き自由な発言を促すような配置が、却ってコミュニケーションの過程で反対の効果を持つこともありうる。

コミュニケーションにおける空間配置については多くの研究の蓄積があり、例えばエドワード・T・ホールは、愛情（最短距離）、権威（適度な距離の配分）など様々な意味合いを含む個体間距離の研究を「プロクセミックス（近接学）」と名づけている⁸。このような個体間距離は文化によっても社会によっても影響を受け、規定される。アラブ系の文化圏では友人間の挨拶でも他文化と比較してより近い距離をとる傾向にあり、威厳を示す必要のある地位の者のテーブルは来客を十分遠ざけておくように大きいといった具合である。

評議は着席して行われるため、立ち上がらないかぎり、対人距離は座席の距離以上に離れることはない。確かに、平服という装いや着席時の距離などの工夫は親しみを感じさせるものではあっても、「専門家」と「素人」の認識の相違、「法律用語」を交えた発言、議事進行によるイニシアティブといった要素は、裁判員にとっては一定の心理的距離を感じさせるに十分な影響を持ってしまう。外見の認知と議論の過程が生み出す認識のずれ、つまり、カジュアルな距離や雰囲気こそが、討議の進行や時間の経過と共に一種の緊張を生むおそれはないだろうか。距離が近いことに起因する逆説的なプレッシャー

をいかに排除できるかは、裁判員制度のスタートを前に、特に検討が必要な課題であろう。

おわりに

裁判員制度において、専門家である裁判官と素人である裁判員の非対称性や、裁判官の裁判員への影響をどう考えるかは、議論が分かれる。一方には裁判員に主体性発揮の余地を広く認め、自由な判断をさせ、刑事裁判の現状改革のきっかけとすべきだとする立場があるだろう。他方で、過去の判例との整合性を重視し、従来の刑事裁判や法律の運用をできるだけ維持すべきだとする立場もありうる⁹。裁判員法は第1条で「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」としている。しかしながら、同法第6条1項は、事実の認定と法令の適用、刑の量定を裁判官と裁判員の合議とする一方で、同条2項は、法令の解釈や訴訟手続きなどに関する判断は裁判官のみの合議によるとしている。また第66条4項は、裁判長から裁判官の合議による法令の解釈や訴訟手続きに関する判断が示された場合には、裁判員はこれに従わなければならないとしている。第66条5項は、裁判長に対して必要な法令に関する説明を裁判員に丁寧に行い、裁判員が分かりやすいよう評議を整理しなければならないともしており、そもそも裁判官と裁判員の非対称性を前提にしているようにも思われる。

裁判員制度は、裁判員が裁判官と対等な立場で刑事訴訟手続きに参加する制度ではあるが、法律の規定が示すように、裁判員に対して何にも拘束されない、全く自由な議論を期待しているわけではなさそうである。非対称性がある程度の前提とされているならば、裁判官の裁判員への影響の存在がそれだけで直ちに否定されるべきではないだろう。むしろ、今回の模擬裁判では、最初の挙手で責任能力ありと主張した裁判員5名のうち3名までが結局最後の評決まで主張を変えなかったが、裁判官が責任能力なしの主張をかなり前面に出したにも関わらず、裁判員の半分は裁判官と異なる立場のままで意見を変えなかったという事実の方にこそ着目するべきかもしれない。今回の鹿

児島地裁の事例は、評議が裁判官の主導により進められ、国民の関与は形式的なものにとどまるのではないかとの危惧に対し、そもそも専門家としての裁判官の判断や説明が、本当に裁判員の自由な判断を奪うほど絶対的な影響力を持っているのかという論点を示しているともいえる。

ただ、裁判官と裁判員のある程度の非対称性を前提にするにしても、裁判員法の趣旨が司法への国民の理解と信頼の向上にある以上、裁判員として参加した国民が裁判官の説明に納得できなかったと感じ、それが裁判官に言い負かされた、主張を聞いてもらえなかったといった不信感につながるならば、それはもちろん許されない¹⁰。同法第66条5項が規定する「裁判員が発言する機会を十分に設ける」との規定をいかに実現し、第1条の「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」をいかに実現するかは、裁判員制度をめぐる今後の大きな課題であろう。

裁判員制度では、評議は本来非公開であり、制度が始まれば現職の裁判官が参加する評議を観察することは困難になる。それまでに、法学的な議論はもちろん、評議におけるコミュニケーションや心象形成に着目した相互作用過程分析など、社会学や心理学などとも共同した学際的な研究が急がれる。

【追記】模擬裁判を見学する機会を与えていただいた鹿児島地方裁判所の皆さんに、心よりお礼を申し上げます。なお、本稿2章の評議過程については、傍聴した藤吉と近藤のノートをつき合わせて再現したものであり、あくまで要旨であることを改めてお断りしておく。

注

- 1 例えば、憲法との関係では、裁判員候補者の不出頭に対する過料による制裁は憲法第13条の個人の尊重、幸福追求権に抵触するのではないかとする指摘や、公判手続の更新で裁判員が交代することは憲法第31条の適正手続の保障に抵触しないのかといった指摘、あるいは、そもそも憲法は参審員制度規定を有しておらず、裁判官以外の者の参加そのもの、およびそのことによる被告人の不利益は、憲法第37条の公平な裁判所という規定に抵触するとの批判や、裁判員になった者に強制的に人を裁くことを要求するのは、憲法第19条の思想良心の自由に反するとの批判などがあ

- る。大久保太郎「裁判員制度立法化への根本的疑問(上)(下)」『判例時報』1825号、1826号、2003年。西野喜一「日本国憲法と裁判員制度(上)(下)」『判例時報』1874号、1875号、2005年。西野喜一『裁判員制度の正体』講談社現代新書、2007年など参照。
- 2 三島聡、黒川亨子「裁判員制度における評議——裁判官と裁判員とのコミュニケーション」『刑法雑誌』46巻3号、2007年、438頁。
 - 3 ドイツの参審制では、裁判官は取調べ段階の調書をあらかじめ読むことが認められており、自ら証拠収集し、証人に対する尋問を行う。証拠の証明力についての参審員へのコメントも許されている。参審員の関与は公判審理に限定されており、証人や被告人に対する質問は裁判長の許可が必要であるうえ、裁判長は不適切な質問を撤回させる権限を持っている。花崎政之「ドイツにおける参審制度の運用の実情」『法律のひろば』57巻5号、2004年ほか参照。過去には、職業裁判官と参審員との意見の相違率がアメリカの陪審制度では22%だったのに対し、ドイツではわずか6.5%にとどまり、裁判官と参審員とがかなり高い頻度で同じ結論に至っているとした研究もあった。H. Kalven, Jr. & H. Zeisel, *The American Jury*, Little, Brown and Company, 1966, Chapter5.; G. Casper & H. Zeisel, *Lay Judges in the German Criminal Courts*, *The Journal of Legal Studies*, Vol.1, No.1, 1972.
 - 4 今回の評議では、進行を務めた裁判官の議事の進め方や確認に対し、裁判長から「もう少しこの点で話し合ってみては…」や、「これについてほかの方の意見は…」というような、議事進行の補助というよりは、裁判官への「コーチング」とも思える発言もあった。模擬裁判での公判や評議はあくまで「模擬」であり、裁判所側としては「シミュレーション」や「トレーニング」という位置付けがあることは、今後の研究でも配慮する必要がある。
 - 5 岩井宜子『精神障害者福祉と司法(増補改訂版)』尚学社、2004年、398頁参照。
 - 6 本文中にもあるように、裁判員裁判制度の施行を目前に控えて、裁判員への配慮を具体的に法廷内で実現するための様々な装置や空間上の工夫が凝らされていた。付言しておく、今回の設定で確定したわけではないようで、今後も機器の設置などをさらに詰めて検討していくとのことであった。本文中の空間配置は、あくまで模擬裁判の傍聴当日のものである。
 - 7 大塚裕子「環境の設計はなぜ必要か——評議における参加の場と参加者の役割」『法律時報』79巻1号、2007年。
 - 8 エドワード・T・ホール(日高敏隆、佐藤信行訳)『かくれた次元』みずす書房、1970年(E. T. Hall, *The Hidden Dimension*, Doubleday & Company, 1966.)。
 - 9 本庄武「評議の法的検証・統制可能性——刑事法研究者の立場から」『法律時報』

79巻1号，2007年。今崎幸彦「裁判員制度導入と刑事裁判」の概要——裁判員制度にふさわしい裁判プラクティスの確立を目指して」『判例タイムズ』1188号，2005年。

10 本庄，前掲論文，133頁。

